東かがわ市　給与支払報告書の提出について

●給与支払報告書とは

給与支払報告書とは、給与支払者（法人・事業主等）が、給与受給者（従業員等）に対して支払った前年中の給与額などを市区町村へ報告する書類です。

給与支払報告書に記載される項目は、給与受給者に交付される源泉徴収票と同じ内容になっています。

●提出が必要な方

法人・個人事業主を問わず、従業員等へ給与の支払があった場合は「給与支払者」であり、前年中給与についての給与支払報告書を市区町村へ提出することになっています。（地方税法 第３１７条の６）

給与支払報告書の提出は給与支払者の義務となっており、提出をしなかった場合や虚偽の記載をした場合については、給与支払者が罰せられることがあります。（地方税法 第３１７条の７）

●提出の流れ

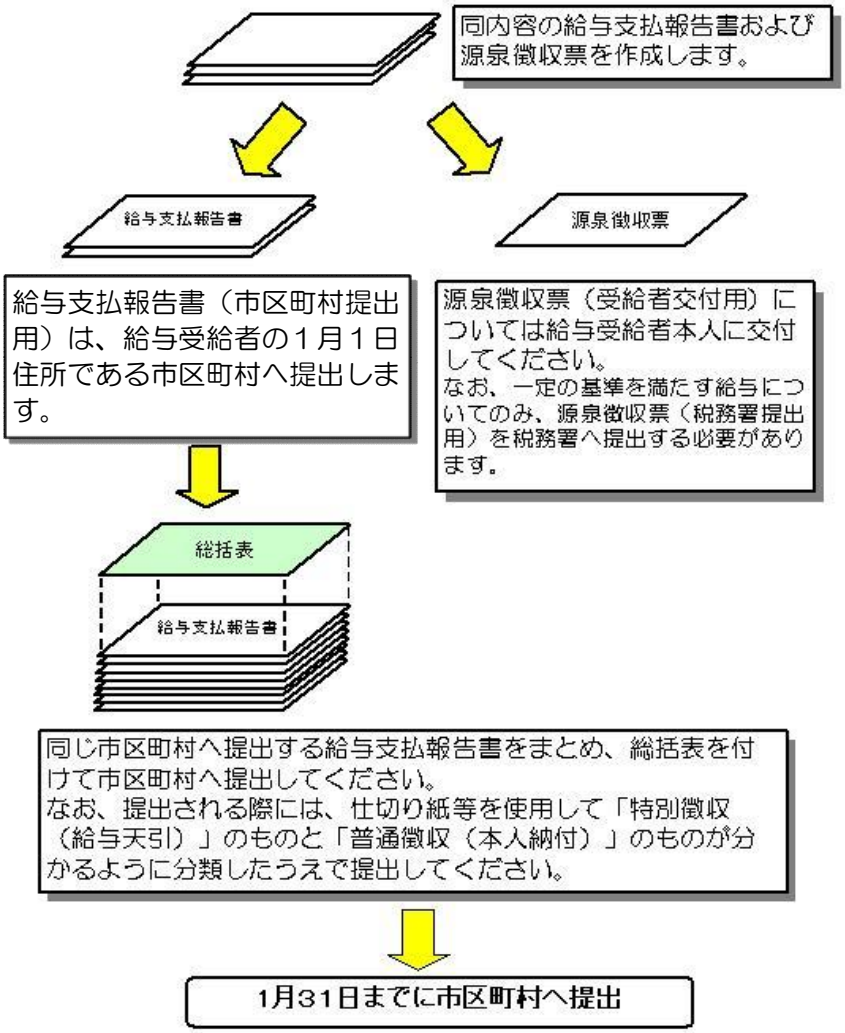

●提出対象となる給与

基本的には、すべての給料、賃金、俸給、歳費、賞与等（以下「給与等」）について、給与支払報告書の提出が必要となります。

●提出要領

作成した給与支払報告書は下図のようにまとめたうえで、市区町村へ提出してください。

同じ市区町村へ提出する給与受給者の給与支払報告書をひとまとめにし、普通徴収該当理由書を仕切りとし、特別徴収と普通徴収の別が分かるようにしてください。
一番上に総括表を付け、市区町村へ提出してください。

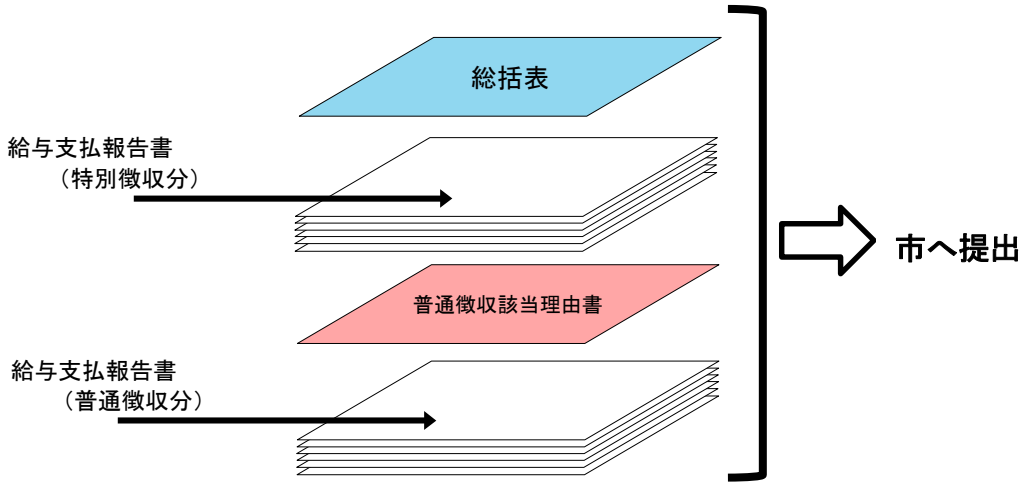

クリップ・輪ゴム等で留めたうえで提出してください。
（※ホチキスは事務処理の妨げになりますので、なるべく使用しないようにしてください）

●総括表

給与支払報告書提出時に表紙として使用する書類であり、給与支払報告書の提出枚数などを記載するものです。

今年度に特別徴収を取扱いされていた事業所については、事前に郵送します。（１１月下旬頃）
税務署や他の市区町村の様式を使用することも可能ですが、東かがわ市専用の総括表も添付してください。
お手元に総括表がない事業所については、東かがわ市ホームページでダウンロードした様式をご利用ください。

●『特別徴収』と『普通徴収』

東かがわ市では原則すべての事業主の皆さまに従業員の個人住民税を特別徴収していただきます。

特別徴収の対象になる方は、前年中に給与の支払いを受けた従業員で、かつ、本年４月１日において給与の支払いを受けている従業員です。

なお、例外的に普通徴収とする従業員がいる場合は、普通徴収該当理由書の提出及び給与支払報告書に該当理由の記載が必要です。

お手元に普通徴収該当理由書がない事業所については、東かがわ市ホームページでダウンロードした様式をご利用ください。

①特別徴収・・・給与受給者の住民税を、給与支払者が給与から天引きして納入する方法です。

②普通徴収・・・給与受給者本人が、納付書や口座振替で住民税を納付する方法です。

普通徴収とする場合は、給与支払報告書の摘要欄に普通徴収該当理由の略号（普Ａ～普Ｆ）を記入してください。（複数の理由に該当する場合は、いずれか一つを記入してください。）

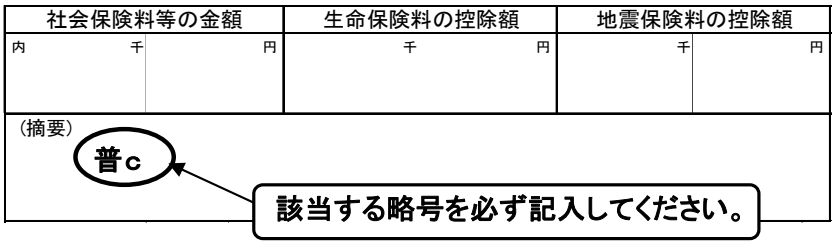

普通徴収該当理由書の人数欄に、該当する理由の従業員数を記入してください。

【普通徴収該当理由】

普Ａ　総従業員数が２人以下（普Ｂ～普Ｆの理由に該当するすべての従業員数（他市町村分を含む）を除いた人数。）

普Ｂ　他の事業所で特別徴収されている方（乙欄該当者）

普Ｃ　給与が少額で、特別徴収税額の引き去りができない方（例：年間の給与支払金額が９３万円以下）

普Ｄ　給与の支払が不定期な方（例：給与の支払が毎月でない）

普Ｅ　事業専従者の方（個人事業主のみ対象）

普Ｆ　退職又は退職予定（１月１日から５月末日まで）の方

※略号の記入がない場合は、原則、特別徴収として処理されます。

東かがわ市指定の様式を使用されない場合についても、特別徴収のものと普通徴収のものが分かるように分類したうえで提出してください。

●提出後に訂正・再提出する場合

総括表及び給与支払報告書の提出後の訂正は、内容により訂正方法が異なりますので以下をご確認ください。

・事業所名、事業所所在地、書類送付先に変更があったとき。
　→「特別徴収義務者の所在地・名称変更届」を提出

・給与支払額、所得控除等の内容に訂正があったとき。
　→正しい内容の給与支払報告書と総括表に、**赤色**で「訂正」と記入し提出

・特別徴収対象者を普通徴収対象者として提出したとき。
　→「普通徴収から特別徴収への切替依頼書」を提出

・特別徴収対象者が退職（退職予定）・転勤をしたときや、普通徴収対象者を特別徴収対象者として提出したとき。
　→「給与支払報告書（特別徴収）にかかる給与所得者異動届出書」を提出

・現在納付中の市区町村と給与支払報告書の提出市区町村が異なる場合には、両方の市区町村に給与所得者異動届出書を提出してください。（住民税は1月1日お住まいの市区町村で課税されます）
・特別徴収で給与支払報告書を提出していたが、普通徴収に変更する場合、異動の事由が普通徴収該当理由の普A～普Eに該当する際は、異動の事由欄「6. その他（　）」の（　）内に該当する略号を記入してください。

※提出に必要な各様式は東かがわ市ホームページからダウンロードできます。